(内閣二) 〇国事に関する行為の委任について

目次



(号 外) **発行内閣府** (原稿作成 国立印刷局)

 \bigcirc

 \triangleright

 \bigcirc

○内閣告示第二号

ることとされた。

令和七年七月四日

|法律第二条第一項の規定に基づき、国事に関する行為を皇嗣文仁親王殿下に委任して臨時に代行させ| | 天皇陛下は、この度の外国御訪問の間、日本国憲法第四条第二項及び国事行為の臨時代行に関する

その他告示

内閣総理大臣 石砂

石破 茂